

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)中島建設	代表取締役 中島 和訓	安来市赤江町 1563	令和元年 7 月 30 日から 令和元年 8 月 12 日まで (2 週間)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

上記の業者は、島根県松江県土整備事務所が発注した「平成 30 年度 農地整備事業（経営体
育成型）宇賀荘第三地区 1 工区区画整理その 2 工事」において元請負人として同工事に携わった
が、平成 31 年 3 月 16 日、排水路へ接続する宅内排水パイプの埋戻し作業で、埋戻しを行って
いたバックホウが旋回を行った際に、パイプが動かないように支えていた作業員の右頬にバック
ホウのパケットが接触する事故を生じさせた。

松江労働基準監督署は同社に対し、誘導員を配置しその者に車両系建設機械の誘導をさせてい
ないにもかかわらず、運転中の車両系建設機械への接触危険箇所に労働者を立ち入らせていたこ
とが、労働安全衛生法第 20 条に違反するとして、平成 31 年 3 月 19 日に是正勧告を行った。

このことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第 1 第 8 号に該当する。な
お、指名停止措置の期間は 2 週間とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱

別表第 1 第 8 号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 市内工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で あったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた 場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2 週間以上 2 月以内